

令和3年度第4回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年7月12日（月）
2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）
3. 開 会 令和3年7月12日午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	2番 土山 秋吉	4番 徳永 章
5番 中嶋 英徳	7番 嶋田 正忠	9番 木山 倫彦
10番 増岡美知子		

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	平木 誠志	木原 大介	城戸 祐樹
長洲・清里区域	坂井 隆浩	濱崎 伸二	

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

6番 石井 裕	8番 宮本 静子
---------	----------

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	吉田 泰滋
農業委員会事務局	書記	前田 敦
農業委員会事務局	書記	濱井 翔太
農林水産課	課長補佐	鈴木 康博
農林水産課	課長補佐	大賀 留美

10. 提出議案

報告第 8号 許可不要転用届について

報告第 9号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について

議案第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第15号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第17号 農用地利用集積計画（案）の決定について

その他

吉田事務局長… それでは、おそろいですので始めます。起立。礼。着席。

ただいまから令和3年度第4回長洲町農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、濱北会長より御挨拶をお願いします。

濱北会長… 皆さん、改めましておはようございます。

田植も終わり、本当に毎日お忙しい中、お疲れさまでございます。もう、田植が終わって一安心されたことだろうというふうに思います。この7月から8月にかけては1年で一番暑いと言われておりますけど、梅雨が明ければ本当に暑くなります。十分体に気をつけて頑張っていたきたいというふうに思います。

それから、毎回のように話が出ますが、熱中症に脱水症とか、それからコロナとか、いろいろ出ております。感染には注意して頑張っていたきたいというふうに思います。

今日は第4回の定例会です。よろしく願いいたします。

吉田事務局長… それでは、本日の欠席委員を御報告致します。6番石井委員、8番宮本委員から欠席の届出の連絡がっております。

本日の出席委員は9名中7名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長にお願いします。

濱北会長… 分かりました。それでは、議事に入ります。

本日の提出議案は、報告第8号「許可不要転用届について」、報告第9号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、議案第14号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第15号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第17号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は、7番の嶋田委員、それから8番がお休みですから、9番の木山委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

1ページです。報告第8号「許可不要転用届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

吉田事務局長… 報告第8号、許可不要転用届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の1ページ、受付番号が3番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

なお、備考欄に許可不要規定を記載しておりますので、御確認ください。

申請理由につきましては、議案書記載のとおり送電用電気工作物等の設置のためということになっております。

以上で、報告第8号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありました。

この件について何か質問等はございますか。はい、どうぞ。

中嶋委員… 送電用電気工作物等の設置。何か工事ばすったための建物ば……。

吉田事務局長… 既に鉄塔があつて、その改修ちゅうかな。

中嶋委員… ああ、工事すつとに横か何かに建ててからさすわけ。

吉田事務局長… はい。

中嶋委員… 分かりました。すみません。

濱北会長… ほかにございませんか。

ありません の声有

濱北会長… ないようですので、報告第8号はこれをもって終わります。

次に進みます。2ページです。

報告第9号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

吉田事務局長… 報告第9号、農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の2ページ、受付番号9番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請理由につきましても議案書記載のとおりによる合意解約となっております。

以上で報告第9号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。この件について、何か御質問等はございますか。

ありません の声有

濱北会長… ありがとうございます。ないようですので、報告第9号を終わります。

次に進みます。4ページです。

議案第14号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

吉田事務局長… 議案第14号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出をいたします。

議案書の4ページから7ページ、受付番号18番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請地はやすらぎ斎場付近、国道501号線の北側になります。

申請内容、許可基準等について御説明いたします。説明資料の1から2ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積4万8,189㎡、農作業歴9年の経験があり、1人で作業を行っておられ、今後も全ての農地を利用するという事です。

機械の所有状況でございますが、トラクター1台、耕運機1台、コンバイン1台、営農トラック2台を所有されておられます。

通作距離につきましては、自宅から徒歩で15分程度ということ事です。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域住民に御迷惑をかけないように作業し、農業の維持発展に関する話合いや活動への参加、地域での取決めを遵守協力し、地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路の管理に努めるということ事です。

取得後の下限面積要件につきましては、取得後は4万9,588㎡であり、下限面積3,000㎡を超えていることから、問題ないと考えられます。

以上、受付番号18番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の5番、中嶋委員をお願いいたします。

中嶋委員… 5番の中嶋です。このことについては先ほど合意解約されたところだと思えますけども、これも前回、前々回等に引き続きまして同じ敷地内というか、そちらに隣接しているところでございますので、何ら問題ない

かなと思っております。よろしく申し上げます。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の中村推進委員に意見を伺います。

中村推進委員… 中村です。今、説明ありましたように、ここはこれまでずっとあっていて別に何も問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局、農業委員、それから担当推進委員から説明がありました。この件について、何か質問等はございますか。

中嶋委員… まだ大分残っとつとかな。

増岡委員… まだあります。そうですよね。だからもう……。いいです。まだあります。

吉田事務局長… まだ結構出てくると聞いています。今、地権者さん等との調整されているので、できた分からっていうことを聞いてます。

増岡委員… もう何も……。また来月も出てくるんでしょうから。

濱北会長… あがんとはどうかとやろうか。これは盛土やなかつたろうけんが、後からいろいろ、やっぱ条件が……。

吉田事務局長… そうですね。今のところはあくまでも3条で買うということになっていますので、どう出てこられるかというか。前言ってたように、本当に計画なんですね。都市計画のほうに入っていけばいいんでしょうけども、まだ農振地域じゃあるけん、ちょっとその辺りの動向を農業委員会としては見ていかないといけないと思いますけど。

濱北会長… 何年か前に、同じ業者が赤田……。どこだったかな、あっちを埋め立てたこともあつとですね。

中嶋委員… 赤田っていうか、赤田と鷺巢の間。成仁病院の手前やろう。

濱北会長… あそこ、かなり泥ば埋めたですもんね。

徳永委員… 私げん梨園の前を5m以上上がった。私が下に側溝をしたら怒られたですもん。

中嶋委員… あれは太陽光になつとつとかね。

徳永委員… 太陽光。

中嶋委員… 友人が1年、ジャガイモかなんか作つたら……。

濱北会長… 今度熱海でああいう事故があつたから、いろいろ条件が出てくるだろうと思うばってんが、今度の場合はちょっと違って、山じゃなかけん、いいだろうとは思いますが。

何か質問ないですか。

ありません の声有

濱北会長… なければ採決します。議案第14号、受付番号18番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成です。受付番号18番は原案のとおり決定をいたします。

次に進みます。8ページです。受付番号19番を事務局より説明をお願いします。

吉田事務局長…それでは、議案書の8ページから9ページ、受付番号19番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請地は名石宮の北東側になります。

申請内容、許可基準等について御説明いたします。説明資料の3ページから4ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積4,005㎡、農作業歴40年の経験があり、家族3人で作業を行っておられ、今後も全ての農地を利用するという事です。

機械の所有状況でございますが、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、営農トラック1台を所有されています。

通作距離につきましては、自宅から車で5分程度ということ事です。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺住民等に迷惑をかけないように作業し、農薬の使用方法については地域の防除基準に従い、地域で定期的に行われている農道、水路の管理作業及び除草作業に積極的に参加し、周辺農家と協力して用水路などの管理に努めるということ事です。

取得後の下限面積要件につきましては、取得後は5,171㎡であり、下限面積3,000㎡を超えていることから問題ないと考えられます。

以上、受付番号19番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員7番の嶋田委員にお願いいたします。

嶋田委員… 7番の嶋田です。現場は上沖洲集落の北側中央の通称、小学校に行く学校の道と新町に行く道路とのちょうど中間地点に、第一腹赤圃場整備

からちょっと離れたところの白地の田んぼなんですけども、この周辺はパッチワークみたいに小さい田んぼが何枚もあるような場所で、現在も麦のほうを作られていますかね。今度購入された方も昔からの農業者ですので別に問題はないかと思えますけども、ちょっと水田には向かない田んぼになっています。問題なければ、よろしくお願いします。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の池上推進委員に意見を伺います。

池上推進委員… 推進委員の池上です。今、嶋田委員の説明もありましたとおり、何ら問題はないかと思えます。よろしく御審議のほどお願いします。

濱北会長… ありがとうございます。今事務局、農業委員、それから担当推進委員より話がありましたとおりです。何か質問等はございますか。

ありません の声有

濱北会長… ありがとうございます。なければ、採決をします。議案第14号、受付番号19番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第14号、受付番号19番は、原案のとおり決定をいたします。

次に進みます。10ページです。受付番号20番です。事務局より説明をお願いします。

吉田事務局長… それでは、議案書の10ページから11ページ、受付番号20番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請地は受付番号19番の隣接地ということになります。現在は畦畔が切られておりまして、1枚の農地というふうになっております。

申請内容、許可基準等について御説明をいたします。説明資料の5ページから6ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積4,005㎡、農作業歴40年の経験があり、家族3人で作業を行っておられ、今後も全ての農地を利用するということです。

機械の所有状況でございますが、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、営農トラック1台を所有されています。

通作距離につきましては、自宅から車で5分程度ということです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺住民等に迷惑をかけないように作業をし、農薬の使用方法については地域の防除基準に従い、地域で定期的に行われている農道、水路の管理作業及び除草作業に積極的に参加し、周辺農家と協力して用水路などの管理に努めるということです。

取得後の下限面積要件につきましては、取得後は5,171㎡であり、下限面積3,000㎡を超えていることから問題ないと考えられます。

以上、受付番号20番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員7番の嶋田委員にお願いいたします。

嶋田委員… 7番の嶋田です。先ほど説明しました受付番号19番の田んぼの東側になります。場所も同じ場所です。問題ないと思いますので、審議のほうよろしく申し上げます。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の池上推進委員に意見を伺います。

池上推進委員… 推進委員の池上です。先ほどの案件と同様、何ら問題はないと思います。審議のほどよろしくをお願いいたします。

濱北会長… ありがとうございます。事務局と農業委員、それから担当推進委員より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

増岡委員… ちょっと質問いいですか。

濱北会長… はい、どうぞ。

増岡委員… 増岡です。何ら問題はないと思うんですけど、ちょっとお伺いするんですけど、譲渡人の方は御兄弟か何か、血縁なんでしょうか。隣同士で同面積ということは遺産相続……。そんなのは詳しく分かってないでしょうけど、女性は結婚されてのあれで、一緒のところを買われたといういきさつだったんでしょうかね。どうなんでしょうか。そこまで分からないですか。

前田書記… 持ち主が別です。

増岡委員… 持ち主は別だけど、もともとのあれが……。同じ面積で分筆されているということはね。そういうことになって、今、手放すということになったんですかね。

前田書記… ちょっとその関係性までは分かりません。

増岡委員… そこは分からない。そうですか。すみません。

濱北会長… ほかにございませんか。

ありません の声有

濱北会長… なければ採決をします。議案第14号、受付番号20番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第14号、受付番号20番は原案のとおり決定し、許可証を交付いたします。

次に進みます。12ページです。受付番号21番。事務局より説明をお願いします。

吉田事務局長… それでは、議案書の12ページから13ページです。受付番号21番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請地につきましては、熊本酸素の東側になります。

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積4,328㎡、農作業歴10年の経験があり、1人で作業を行っておられ、今後も全ての農地を利用するということです。

機械の所有状況でございますが、トラクター1台（リース）、耕運機1台（リース）、営農トラック1台を所有されておられます。

通作距離につきましては、自宅から車で10分程度ということ입니다。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺住民等に迷惑をかけないように作業し、農薬の使用方法については地域の防除基準に従い、地域で定期的に行われている農道、水路の管理作業及び除草作業に積極的に参加し、周辺農家と協力して用水路などの管理に努めるということになります。

取得後の下限面積要件につきましては、取得後は6,201㎡であり、下限面積3,000㎡を超えていることから問題ないと考えられます。

以上、受付番号21番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の5番、中嶋委員をお願いいたします。

中嶋委員… 5番の中嶋です。場所については、ここの田ん中の道を真っすぐ行きて、先ほど言われました熊本酸素を過ぎたらすぐ右に入って、今、木山議員と私が作っている間です。この説明資料にも書いてありますが、周辺住民に迷惑をかけないように農薬を使用しとか書いてありますけども、

多分作られるのは別人でございます。やっぱりこがん書かにやんとかな、農業ばしよらんだっちゃ。参加しますとかたい、知人に耕作をさせますとかじゃできんとかな。

前田書記… 申請書に書いてある部分の転記なので。

中嶋委員… 多分、今までどおり本人さんは耕作をされなくて、今耕作されている生産者がそのまま作られていくのかなと思っております。

売買については、多分、地主さんが地元ではございませんので、手放されるために誰かに依頼したということなのかなと思っておりまして、別に何ら問題ないと思います。

ここは青字ですので、農地以外に変えるということもできませんので、太陽光がつくことはないでしょう。以上、問題ないと思います。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の中村推進委員に意見を伺います。

中村推進委員… 中村です。今説明があったとおり、別になんの問題ありませんので、審議のほどよろしくお願いいたします。

濱北会長… ありがとうございます。事務局、農業委員、それから担当推進委員より説明がありました。この件について何か質問等ございますか。ないですか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、採決をします。議案第14号、受付番号21番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号、受付番号21番は原案のとおり決定し、許可証を交付いたします。

次に進みます。14ページです。受付番号22番、事務局より説明をしてください。

吉田事務局長… それでは、議案書の14ページから17ページ、受付番号22番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請地は大堤池の東側及び雲雀ヶ丘団地西側になります。

申請事由につきましては、売買による所有権移転となっております。全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積4万1,819㎡、農作業歴38年の経験があり、2人で作業を行っておられ、今後も全ての農

地を利用するという事です。

機械の所有状況でございますが、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、乗用散布機1台、営農トラック2台を所有されておられます。

通作距離につきましては、自宅から車で5分程度ということなんです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺住民等に迷惑をかけるないように作業し、農薬の使用方法については地域の防除基準に従い、地域で定期的に行われている農道、水路の管理作業及び除草作業に積極的に参加し、周辺農家と協力して用水路などの管理に努めるということなんです。

取得後の下限面積要件につきましては、取得後は4万3,834㎡であり、下限面積3,000㎡を超えていることから、問題ないと考えられます。

以上、受付番号22番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありました。

補足説明を農業委員の10番、増岡委員にお願いいたします。

増岡委員… 増岡です。説明のところの14、15、続けて16、17のところを御覧ください。

ここのところはですね、高田のところに行きまして、現在も農業をされている方なので、何ら問題はないかと思っております。どうぞ御審議ください。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の城戸推進委員に意見を伺います。

城戸推進委員… 推進委員の城戸です。先ほどの説明のとおり、問題ないと思いますので、審議のほどよろしく申し上げます。

濱北会長… ありがとうございます。事務局と農業委員、それから担当推進委員の説明がございました。この件について何か質問等はございますか。

ありません の声有

濱北会長… ありがとうございます。なければ、採決をします。議案第14号、受付番号22番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第14号、受付番号22番は原案のとおり決定し、許可証を交付いたします。

次に進みます。18ページです。

議案第15号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を

議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

吉田事務局長… それでは、議案第15号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出をいたします。

議案書の18ページから21ページ、受付番号が1番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は平原納骨堂の南側になります。

許可基準等について御説明いたします。説明資料の11ページ、12ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、共同住宅建築となっております。申請地の農地区分につきましては、第1種、第3種ともに該当せず、広がりもなく、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地と判断しており、申請地のほかに適当な代替地がない場合には原則許可となります。

資力及び申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、金融機関からの融資可能証明願による融資額が事業費と同額のため適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、12戸分の共同住宅及び駐車場15台分の建築であり、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件の支障の有無につきましては、県道の高さに合わせて盛土し、敷地全体をL型擁壁で囲うため、周辺農地には影響がないということです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任を持って対応するというところでございます。

その他給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は集水桝を設置し、北側水路へ排水ということでございます。

以上、受付番号1番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がございました。補足説明を農業委員5番の中嶋委員をお願いいたします。今日は忙しかですね。

中嶋委員… 現地を見に行くと、畔をきれいに切って、もう杭が打ってありましたんで、ああ、これしこかなというのは確認してきました。多分、入り口が県道沿いに沿ったところから入るのかなということで、心配したのが、この奥にも水田があるので、こちらのほうに行けるのかなという心配をし

たら、この20ページのほうの図面のちょうど穴のほげとるところぐらいのところから下りられるようになっていましたので、ああ、奥のほうの田については、別にそっちから入れば問題ないのかなということを思っておりますが、もともとここは湿田というか、じゅるかとかってございますので、そこにL字を立てればまだまだじゅるなっとなかって……。どがんですかね。あそこはじゅるかったろう、全部。まだじゅるならせんとかね、L字をすると。裏に池がありますし、また畑があるので、どういうふうにされるのかなというのは心配ではありますが、家ば建つときは代替地って言うばってんが、共同住宅ば建つときも代替地って言うのかな。

前田書記… 一応、場所は探さないで。

中嶋委員… ちょっとその言葉があれですけど、自分でされるということであるのであれば、周りの方が何も言わなければしょうがないのかなと思います。なかなか立地的には、L字をしてからされるということですので、非常に難しいのかなということは思いますけども、以上、今のところはですね。水路とかあーいったところをきれいにしていただければ問題ないのかと思っております。よろしくお願ひします。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の中村推進委員に意見を伺います。

中村推進委員… 推進委員の中村です。今言われたとおりになんですけど、ちょっと埋めた後がどうかなと思うんですけど、今聞いたら水路があるということですから別にいいんじゃないかと思ひます。審議のほどよろしくお願ひします。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局、農業委員、それから担当推進委員の意見がありました。この件について何か質問等はございますか。

増岡委員… すいません。10番増岡なんですけど、やっぱり中嶋委員が言われたとおりに、ちょっとため池があるそば、そしてじゅるいっていうところに2階建てっていうのは、かなり基礎をちゃんとしないとなかなか難しいんじゃないかなと思うんですよ。そこをされるといういうんであればあれですけど。ため池の面積はそんなにはないのか分からないけれども、鷺巢のほうで、ハザードマップとかあれでは土壌がちょっと、これは畑のほうですけど、防災の意味から見て、やっぱりちょっと危惧するところがあります。自分でちゃんとされるというところで、そこら辺のところをきちんとされるならいいのかなと。同じような心配をしてしまいました、すいませ

ん。

中嶋委員… ため池はほとんどもう埋まっとると？

中村推進委員… いや、水はたまっとるです、ちょっと雨降れば。

中嶋委員… 溜まるばってん、大分浅かとやろ。

増岡委員… ちょろちょろ。田んぼのほうさん流れてないけん。

土山委員… ちょっとよかですかね。L型は全部するわけ、擁壁は。全部ですか。

なら、周辺の田んぼがじゅるなっどけん。それで同意が取れとっとたいね。

中嶋委員… 多分、L型に穴のほげとるけん、そっから水が漏ってくる。

土山委員… 多分じゅるして作られん。

中嶋委員… もともとじゅるかった。今も何も作ってなくて、コスモスば作ってあるね。あの一農地水でコスモスばずっと作りよらしたけん。で、周りももともとじゅるかったけんが、もう麦ば作ってくれとかって言われたときも、なーん こんじゅるかつあ、あからんばいたて。1 mぐらい低っかけんですね、県道よりも。

土山委員… 県道の高さぐらいまで盛らなんと？

中村推進委員… 盛らんならば周辺がじゅるなっど。まあだ じゅるなる。周辺に迷惑かくつとやなかとね。

中嶋委員… ばってん、オーケーば出さすなら、周辺が「よか」て言わすとならよかたい。そこにいっちょでくつと、周りもさるつとじゃなかつじゃなかるか。一緒に広げていかるつとやなかるか。

中村推進委員… 工事ばした後にどがんなつとかというば聞いてみらん。

中嶋委員… 大概L字やろうけんね。

中村推進委員… ここは入り口が2 mぐらいしかなかけんが、工事車両どもは入っとですかね。

中嶋委員… 入り口は2メートルばってん、上ぐんならそのままあそこは広なっど。農道があつてしょうが、2メートルぐらいの。農道か何か。ほすと2 mぐらい切り口だもん。3 mぐらいあるかな、全部で。

中村推進委員… いやいや、上ん土地がこう来とるけん、道路さん。

中嶋委員… 上ん土地て？

中嶋委員… ちょうど田の1559の4って書いてあるでしようが。

中村推進委員… 295……。

中嶋委員… うん。295の下から、ちょうどここに何mか県道と沿うとつとこのあるですたい。ここにも杭が、ちょうど入り口も杭が打つてあるですもん

ね、赤杭ば。ここからが土地の入り口と。ここもね、あと右のほうは盛土してあつてでしょうが。あそこから下り口のあつとたい、次の田んぼさ行く。

中村推進委員… ここしかなかけん。

中嶋委員… あとね、接しとると、田んぼが。もともと県道と接しとる、それ以外にも。3 mばかり。

中村推進委員… この横はすれすれまで農道の来とる。

中村推進委員… これは何番かね。

中嶋委員… 16…

中村推進委員… 295かな。

中嶋委員… 295が。

中村推進委員… 農道のすれすれまでここん土地の来とる。

中嶋委員… ここまででしょう。

中村推進委員… ええ。その上のほうがまたすれすれまでで、ここは全買収はしてなかけん。

中嶋委員… ここに、295の番地の面積の下から、ここに8ミリばかりあつてほしい、黒かとは塗ってあつとの。その半分ぐらいが農道さん行く道と、半分ぐらいが道路に接しとる地が。杭ば打ってあつたもん。ずっと杭が畔にも打ってあつた、全部。だけんが、全部でそこは入り口は6 mぐらいあつとですよ。降り口は2 mちょっとしかなかつたい。ばつてんが、そこんところは、杭が3 mぐらい打ってあつたとよ。そこがこん角に面しとるもん、ここに。

中村推進委員… 大体元の面積と今作りよるあれが違うけん。

中嶋委員… 降り口だけが道だと思いと違う。結局我が土地が低かところも我がえんとだけん。道に接しとる低いところが。それが3 mどれしこある。そこばそのまま真上に上ぐんなら5 mになるよ、そこは、入り口が。1 m上げてやると、2 m農道と、畔が3 mぐらいまだ残つとるもん。そこは見てきたたい。ここはどこから入つとやろうかって。これなら4 mまで広げんとでけんたいと思いよつたら、ああここまでが土地かということ。

中村推進委員… 田んぼ等は畔の広かつのあつと？

中嶋委員… だけん、こういう形でな、畔が広かというか、畔という畔はもうなかつじゃもん。ただ切つてあるだけ。で、内側ぐらいに杭ば打ってあつた。畔の内側ぐらいに杭ばびゃーつと。

前田書記… 先ほどのL字擁壁は周りをぐるつとL字擁壁で囲むみたいなんです

けれども、西側と東側はL字擁壁を組むようにしてあります。で、北側も一部分L字擁壁をするみたいですね。

中嶋委員… ばってん、南側に、県道沿いの南側にL字ば打つなら……。下もL字ば打つとんなら……。

前田書記… 下は打たんごたっですね。

中嶋委員… 下ば打たんなら、そこは斜めにするだけ。打つなら、ばってんが、真四角に囲われたところばトラクターは行かなんけんね。多分、農道も、ばってん、もともと3尺道だろだい。そこんくらいじゃなかつな。

中村推進委員… 昔の里道やろ。

中嶋委員… 里道だけん、3尺ん道やろうけん、90mぐらいやろけん、広うは作ってありはするやろうばってんね、目立たんもんね、あそこは。トラクター一ん行くごて。

増岡委員… だいぶ基礎にお金がかかるんでしょうね。

濱北会長… かかるね。

中嶋委員… 後ろに排水溝……。これは排水溝やろうね、後ろはね。家との間。北側の家のあるでしようが。用水路？ 用水ならちゃんとLばせんなら、その用水に水の入るなら詰まってしまうどたい。

前田書記… 北側にも水路のところにはL字ばするごたっです。

中嶋委員… なら、南側だけせんと。

前田書記… はい。

中嶋委員… 南側ばすつと、これは囲われたごとなるもんね。ばってん、こっちが駐車場やろ？

土山委員… 1559の4の地主はまた別におらすとやろう。1559の1の下にあろうが。そことは話ができとらんわけたい、入り口は。1559の4、3.06て書いてあろうが。ここは地主は別やろ、1559の1と。

土山委員… おるげな ち一つとだけんよかばってんな。言わすとじゃやかつね。

中嶋委員… 3.06はこら町のじゃなかつかね。そがんとやなかね。

増岡委員… 町に寄附してるの。

中村推進委員… 1536の1っていうとも……。

中嶋委員… 盛ってある。ここは盛土だもん、1536の1は。だけん、盛ってあるけんが、ここは、こっちが盛って、こっちもL字ばするならば、こがん囲ってしまうわけたい。右左を盛るなら、農道だけば。だけん、それは難しかりょうと思っばってん。1536の1も田になつとるばってん、もうここは盛

ってあるけんね。

土山委員… ああ、もう盛ってあつとたい。

中村推進委員… これは、共同住宅が建った後も、この申請者の所有になるわけですか。

吉田事務局長… 4条だけん、そうですね。

中村推進委員… 後で売買するとか何とかの計画はなかつですか。

前田書記… そこまではちょっと……。

吉田事務局長… 今のところはあくまでも本人さんが宅地に変えて……。

中村推進委員… 要するに大家さんになるわけですね。

前田書記… だと思えます。

中嶋委員… ばってん、今、大東建託はどげんともそがんしょつとやろか。

中村推進委員… 保証付きだけんな、空き室は。

中嶋委員… あれは何年か必ず満室になるごととしてあつたらうけん。従業員が入るって言いよつたもんね。

濱北会長… ほかにありませんか。ないですか。

(聴取不能)

中嶋委員… 周りん人がよかて言いなつたならよかたいな。

濱北会長… じゅくたん、ため池の横のところは。

中村推進委員… 田ば作らすとかね。

中嶋委員… みんな作りよらっさん。コスモス。

中村推進委員… 2年前までは田ば作りよんなつた。

中嶋委員… え、どっちがな。

中村推進委員… 今のこの申請地。3年前までは。

中嶋委員… 作りよらっさんど。コスモスだろ、ずっと。

中村推進委員… ずっとコスモスのね。

中嶋委員… あそこは清源寺からずっとコスモスだろ。

中村推進委員… すみません、すみません、苗床やった。

中嶋委員… ああ、苗床は手前でちょこつとしよらした。だけんしよらした。そいで、百姓を今年やめらしたけんね。

中村推進委員… 去年から。

中嶋委員… 去年からかね。

中村推進委員… 百姓ばやめてアパート経営ばさすわけたい。

中嶋委員… ばってんまだ会社に行きよらすけんね。うまくいけばよかばってん

ね。

中村推進委員… すぐ横にアパートんあつてでしょうが。あそこは常に満室やけんが、その話ば聞かしたっじゃなかですか。道を隔てて反対側にアパートがあるはずで、10部屋ぐらいの。

中嶋委員… 後ろもあつどたい。後ろもあるしね。

中村推進委員… そういう話ば聞かしたっじゃなかですか。

濱北会長… 大東建託の話ば聞くとですな、大東建託は持ち主から土地借って、10年間全部収入は大東建託が取ってしまうとですよ。10年間だけは土地代ば払っていただけですもんね。そして、10年間終わって、そしたら家ば戻すとです、地主に。そがんなつとる。

中嶋委員… そんなも決めかたじゃなかですか。

中村推進委員… 最初の10年間の固定資産税はどっちが払うとですか。

濱北会長… 固定資産税は、土地代ばもらいよるけんが、やっぱ固定資産税は払わなんとじゃなかつたか、土地の持ち主が。

増岡委員… 地主さんが払わないけんのん。

中村推進委員… そんなら土地代ととんとんやろう。

中嶋委員… 借り賃が高かろうけん。月金でやらすけん。

中村推進委員… 損せんごとしとるけん、会社は。

濱北会長… 私げんいところが駅の南側と北側に大東建託が20件ばつか作つとるもん。その契約の内容ば見るとびっくりする。

増岡委員… 何年かせんと本当に土地代が入らんって、最初は出費が多いつて聞いたですよ。土地だけね、あれだから。実際には建設会社が入って。

中村推進委員… ここば建つつとに幾らかかるけんが土地代は幾らですよ、ここは安かけんがこれぐらい払いますよって、いろいろやっぱり……。

増岡委員… 安くあれでしょうね、借りる……。

濱北会長… 建設業者が損ばせんごとしとる。

(聴取不能)

濱北会長… ないですか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号1番は原案のとおり県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。受付番号2番は、中村推進委員自身に関するもので、長洲町農業委員会会議規則第12条の規定により議事に参与することができませんので、一旦退席をお願いいたします。

中村推進委員 退室

濱北会長… それでは、事務局より説明をお願いします。

吉田事務局長… それでは、議案第15号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出をいたします。

議案書の22ページから23ページ、受付番号2番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は日立造船清源寮の西側になります。

本申請は既に事業が完了しているため、追認案件となります。なお、無断で転用したことに対しての始末書が添付をされております。

許可基準等について御説明いたします。説明資料の13、14ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、農業用倉庫、堆肥置場、作業場となっております。申請地の農地区分につきましては、第1種、第3種ともに該当せず、広がりもなく、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地と判断しており、申請地のほかに適当な代替地がない場合には、原則として許可となります。

資力及び申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、既に事業が完了しているため、該当がございません。

計画面積の妥当性につきましては、農業用倉庫、堆肥置場、作業場であり、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、既に事業が完了しているため、周辺農地への影響はないということです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任を持って対応するということです。

その他給水、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は自然放流ということでございます。

以上、受付番号2番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がございました。補足説明を農業委員の5番、中嶋委員お願いいたします。

中嶋委員… 5番の中嶋です。22ページと23ページの案件です。

これにつきましては、ちょうど現地確認に行ったとき本人さんがおられましたので、いろいろ話をしました。本人さんも、二転三転して最終的に買われたという土地でございます。実質、本人さんの前の人から、その前の前の人ぐらいからの土地がこういう状態になっていまして、その後、今は本人さんのトラクターとか田植機とか、あとは作業場とかいろいろな感じで使用されているようでございます。

田になってたということですが、田が雑種地というか、農地じゃないということ、別に何ら問題はないのかなと思いますので、御審議をよろしくお願いいたします。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の楠田推進委員に意見を伺います。

楠田推進委員… 推進委員の楠田です。今、中嶋委員の言われたとおり、ここは前、建設会社の資材置場と倉庫になっておりました。それで、建設会社がやめられましたのでそのままになっただけを、今度、申請者が購入されたんじゃないかと思いますが、何ら問題ないと思います。

以上です。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局と農業委員、それから推進委員から説明がありました。この件について何か質問等ございますか。ないですか。

ありません の声有

濱北会長… ありがとうございます。なければ、農業委員の方の挙手をお願いいたします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号2番は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

中村推進委員 入室

次に進みます。24ページです。

議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。本件に関しては、楠田推進委員御自身の事項となりまして、長洲町農業委員会会議規則第12条の規定により議事に参与できませんので、一旦退席をお願いいたします。

楠田推進委員 退室

濱北会長… それでは、事務局より説明を求めます。

吉田事務局長… それでは、議案第16号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出いたします。

議案書の24ページから27ページ、受付番号5番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は日立造船清源寮西側になります。

許可基準等について御説明いたします。説明資料の15、16ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築に伴う売買による所有権移転となっております。申請地の農地区分につきましては、第1種、第3種ともに該当せず、広がりもなく、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地と判断しており、申請地のほかに適当な代替地がない場合には原則として許可できることとなっております。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書及び配偶者からの資金貸付証明書による融資額が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和3年9月1日より着工予定、令和3年12月31日完成予定であり、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、周囲をブロック等のコンクリート構造物で囲み、個人住宅建設であるため、周辺農地への日照、通風、耕作等への影響はないということです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任を持って対応するということでございます。

その他給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は雨水枡を6か所設置し、側溝に放流ということでございます。

以上、受付番号5番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員5番の中嶋委員にお願いいたします。

中嶋委員… ここにつきましては、前議案の案件の隣です。ということで、ここも確認しましたが、楠田さんがちょっと先走ってもうブロックば並べられております。実質的にここに載っている分の半分ということでございます。

実質、裏がちょっと高土手というか、高くなっておりまして、若干水がじかに来て、ここもちょっとじゅるかったかなというぐらいの土地です。

ちょうど清源寮に入っていく道ですので、道はある程度広い道がありますけども、実質的これについても、その奥についても実質的に宅地にしたほうが利用価値がある農地なのかなと思っております。後ろは雑種地で、桐林になってますし、その横については太陽光がついております。何回か、この一帯は太陽光とかそういう形で案件として出ているところでございます。これは半分がですので、また半分も何かあったら出てくるのかと思ってしております。よければ御審議よろしく申し上げます。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の中村推進委員に意見を伺います。

中村推進委員… 先ほどはどうもありがとうございました。

ここは、埋めてあるんですけど、売主さんが手放した土地を、その後に埋めた物件なんです。だけん、今こうしてあるけど、何かよう分からんけど、売主さんが売るようになってるということで、別に家を建てて、排水とか、下水とか、水道とかっていう問題は別に何もありません。審議のほうをよろしく申し上げます。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局、農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

増岡委員… ちょっと個人的に聞くんですけど、この購入者、元職員の人と同姓同名かなと思ったんですけど……。それは関係ないんですが、聞きたいのは配偶者からの資金貸付証明書とか、そういうふうなところの分が、やはり夫婦共有で家を建てるやり方と、それだけじゃ若い人はお金がないので、奥さんが出すっていう感じの分で、そういうふうには奥さんからの出資じゃなくて貸付けになるわけですね。

前田書記… 奥様がローンを借りられて、その名義人である御主人に貸すっていう。

増岡委員… 貸すっていうことね。了解しました。やはりどちらがしてもいいという感じですね。分かりました。なかなかちょっとこの頃、男女、女性が強くなってあれですけど、そういったことで女性がついていうことですね。分かりました。

濱北会長… 増岡さんげもそがんですか。

増岡委員… また、そんな。いや、うちの娘も似たようなもんだから。

濱北会長… ありがとうございます。ほかにございませんか。

ありません の声有

濱北会長… なければ採決をします。議案第16号、受付番号5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第16号、受付番号5番は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

楠田推進委員 入室

濱北会長… 次に進みます。28ページです。今日の最後です。

議案第17号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

吉田事務局長… 議案第17号、農用地利用集積計画（案）が定められたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、29ページが総括表となり、2021年の期間ごとの総括になります。30ページが今回の借り手の一覧で、現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせまして今後の経営面積となります。詳細につきましては31ページ、賃借権3件、5筆、6,320㎡、32ページ、使用貸借権1件、1筆、326㎡となっております。

以上、議案第17号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。この件について、何か質問等はございますか。ないですか。

ありません の声有

濱北会長… なければ採決をします。議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第17号は原案のとおり決定をいたします。

以上で、本日の提出議案は全て終了いたしました。

委員、推進委員の皆さんから、その他の件についてでもいいです、何か質問等はございますか。ないですか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、事務局のほうから連絡事項をお願い致します。

(その他事務局説明)

濱北会長… それでは、これをもちまして、令和3年度第4回長洲町農業委員会
定例会を閉会いたします。

事務局… 起立。礼。

閉会（終了 午前11時14分）